

平成 30 年度 事業計画書

平成 22 年、24 年の公益法人認定を通じ、(1) 水産種苗の生産配付・放流・その他研究開発等栽培漁業に関する事業並びに中間育成指導等の栽培資源培養管理対策の推進に関する事業、(2) 漁場環境の保護・回復を図るための助成事業、(3) 海難事故の防止を図るための助成事業及び海洋汚染による被害漁業者を支援するための事業等を計画的に実施し、水産資源の増大及び水産物の安定供給に資するとともに、海洋保全や海難事故の防止に努める。

1 県営栽培漁業センター受託事業（定款第 4 条(1)・(2) 関連事業）

兵庫県栽培漁業センター及び但馬栽培漁業センターにおいて、県から委託を受けて水産種苗の生産及び量産技術開発試験を実施する。

また、平成 29 年度に県から業務委託を受けた兵庫県栽培漁業センター屋外排水路改修工事を実施するほか、但馬栽培漁業センター施設改築業務を県から受託し、工事を実施する。

(1) 兵庫県栽培漁業センターの管理運営【公 1】

ア 種苗生産事業計画

魚種	生産計画	
	平均全長 (mm)	尾数 (千尾)
マダイ	20	315
ヒラメ	20	700.7
マコガレイ	20	350
オニオコゼ	15	120
カサゴ	20	10
アサリ	5	3,000
	15	200

※ アサリは平均殻長、個数(千個)

イ 量産技術開発試験計画

メバル類の生産試験を実施する。

(2) 但馬栽培漁業センターの管理運営【公 1】

ア 種苗生産事業計画

魚種	生産計画	
	平均全長 (mm)	尾数 (千尾)
マダイ	20	300
ヒラメ	35	300
カサゴ	40	5
キジハタ	50	32.8
アワビ類	20	120
サザエ	7	15
	15	151.5

※ アワビ類は平均殻長、個数(千個) サザエは平均殻高、個数(千個)

イ 量産技術開発試験計画

ズワイガニの生産試験を実施する。

2 県営栽培漁業センター運営補完事業（定款第4条(1)・(2)関連事業）

県から受託の県営栽培漁業センター管理運営費の補完を行う。

3 協会営栽培事業場管理運営事業（定款第4条(1)・(2)・(6)関連事業）

協会自主事業として、明石、淡路、赤穂の各事業場で放流用種苗の生産又は中間育成を行い、漁業者団体等に配付する。

(1) 明石事業場の管理運営【公1】

種苗生産事業計画

魚種	生産計画	
	ステージ	尾数(千尾)
ガザミ	C1(約4.5mm)	4,850

※ ステージ：稚ガニの脱皮の回数に応じてC1、C2・・・と示す。C1甲羅の幅約4.5mm

(2) 淡路事業場の管理運営【公1】

ア 種苗生産事業計画

魚種	生産計画		備考
	平均全長(mm)	尾数(千尾)	
クルマエビ類	P20(約13mm)	6,664	クマエビ含む。
アカウニ	10	100	

※ アカウニは平均殻径、個数(千個)

イ 中間育成事業計画

魚種	生産計画	
	平均全長(mm)	尾数(千尾)
ヒラメ	50	50

(3) 赤穂事業場の管理運営【公1】

中間育成事業計画

魚種	生産計画	
	平均全長(mm)	尾数(千尾)
ヒラメ	50	10
クルマエビ	30	1,000

(4) 兵庫のり研究所の管理運営【その他】

兵庫のり研究所の運営を兵庫県漁業協同組合連合会に委託して行う。

4 栽培資源培養管理対策事業（定款第4条(1)・(2)関連事業）

協会自主事業として、栽培資源の培養管理対策を拡充するため、稚魚、稚貝を放流サイズまで育成して、放流をより効果的に行うための事業等を実施する。

(1) 中間育成助成事業【公1】

兵庫県等からマダイ・ヒラメその他の種苗の配付を受けた者が、その種苗を放流サイズまで育成し、放流する経費に対し助成するとともに、中間育成施設の巡回指導等を実施する。

(2) 大型種苗中間育成受託事業【公1】

地域の漁協、協議会等から中間育成の要望を受けて、当協会が稚魚を放流できる大型サイズまで育成する業務を受託し、要望地区に配付する。

(3) 放流種苗量産化試験事業【公1】

直接放流用の大型種苗等の量産化試験を行い、要望地区に配付する。

(4) 広域種資源造成型栽培漁業推進事業【公1】

海域栽培漁業推進協議会から広域種（県域を越えて移動する対象種）の種苗の配付を受けた者が、その種苗を放流サイズまで育成し、放流する経費に対し助成する。（事業名を資源回復計画実践助成事業から変更）

(5) 二枚貝類等の増殖技術開発共同研究事業【公1】

沿岸重要水産資源であり、また環境浄化機能を有する二枚貝類等の資源増大を目的に、種苗生産及び中間育成技術の開発試験等を実施する。（県水産技術センターとの共同研究）

(6) 疾病防除対策事業【公1】

ヒラメ、キジハタ等の種苗生産期における防疫対策に努めるとともに、疾病防除に関する研究を実施する。（県水産技術センターとの共同研究）

※1 栽培漁業資源回復等対策事業は、計画なし。

※2 アサリ大型種苗量産技術開発事業は、H28年度に前掲の「兵庫県栽培漁業センター管理運営事業」に移行（アサリについては、平成27年度で種苗生産試験を終了し、平成28年度からは、兵庫県栽培漁業センターにおいて県から委託を受けて種苗生産事業を実施している。）

5 海洋保全事業（定款第4条(4)関連事業）

漁場環境の保護・回復に寄与することを目的として、漁場環境改善対策や漁場環境保全対策に関する助成事業を実施する。

(1) 漁場環境改善対策事業【公2】

漁場環境の改善に関する事業に取り組む者が、漁場環境保全に関する啓発・指導や漁場環境調査、漁場環境の改善を促進するための実践活動を一体的に実施する場合、その事業に要する経費に対し助成する。

(2) 漁場環境保全対策事業【その他】

本県内海漁業の重要な位置を占めるノリ養殖業においては、その養殖網も膨大な数量となり、撤去、廃棄が不十分になると漁場環境への影響も大きいため、漁業協同組合がノリ廃網の適正な処理を推進するために必要な経費に対し助成する。（ノリ廃網1枚当たり50円助成）

6 漁業操業安全等対策事業（定款第4条(5)関連事業）

漁業操業の安全確保や海難事故の防止を図ることを目的として、漁業操業安全対策に関する助成事業等を実施する。

(1) 特定海域漁業安全操業指導事業【公3】

海上交通安全法による明石海峡航路とその周辺海域における漁業操業の安全確保を図るために取り組む者が、このための広報、研修、調査研究並びに操業漁船に対する指導警戒等の事業を実施する場合、その事業に要する経費に対し助成する。

(2) 漁業操業安全対策事業【公3】

本県海域で漁業操業の安全確保を図るために取り組む者が、このための指導、研修及び啓発等の事業を実施する場合、その事業に要する経費に対し助成する。また、漁業系統団体共催の海上安全講習会等を通して海難事故の防止に努める。

(3) 海難予防用設備等設置事業【その他】

漁船漁業操業中の揚網機による巻き込み人身事故を防止するため安全装置の導入又は航行船舶等による海面養殖施設損壊事故を未然に防止するため漁場の位置を明示する灯浮標の設置を行う漁業協同組合に対し、事業に要する経費の一部を助成する。

7 災害等被害漁業者支援事業（定款第4条(3)・(5)関連事業）

自然災害や海洋汚染による被害及び漁業遭難事故等に対する救済対策事業を実施して被害漁業者を支援する。

(1) 漁業被害軽減緊急対策事業【公3】【その他】

〔海洋汚染による漁業被害対策【公3】、自然災害による漁業被害対策【その他】〕

赤潮、油濁等により被害を受けた漁業者が、早急な漁業操業再開を図るために必用な緊急対策資金に対し利子助成する。

(2) 漁業遭難救済対策事業【その他】

操業中の事故により、死亡または行方不明となった漁業者の遺族に見舞金を給付するほか、遭難漁業者の救出・捜索、操業中の全損漁船事故や加害者不明による漁具損傷等に対し給付金を交付する。

公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会 事業内容（平成24年5月18日付兵庫県指令文第1250号-6）

1 公益目的事業

【公1】水産動植物種苗の生産配付・放流・その他研究開発等栽培漁業に関する事業並びに中間育成指導等の栽培資源培養管理対策の推進に関する事業

【公2】漁場環境の保護・回復を図るための助成事業

【公3】海難事故の防止を図るための助成事業及び海洋汚染による被害漁業者を支援するための事業

2 収益事業等

【その他】漁場環境の保全、漁業の安全操業、遭難及び漁業被害等の救済に関する事業並びに海面養殖に関する調査研究